

介護予防・日常生活支援総合事業重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

1. 事業所の概要

事業所名	三豊市社会福祉協議会訪問介護事業所
所在地	香川県三豊市高瀬町下勝間2449番地1
介護保険指定番号	香川県知事指定3770800047号
サービス提供地域	三豊市域
開設年月日	平成18年4月1日

2. 事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者に対して介護予防訪問介護サービス及び訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

区分	資格	常勤職員	非常勤職員	業務内容
管理者		1名 (兼務)		事業所の従業者の管理及び業務の管理及びサービス提供責任者
サービス提供責任者	介護福祉士 看護師	3名 1名	1名	事業所に対する訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等
訪問介護員等	介護福祉士 看護師 1級課程修了者 2級課程修了者	1名	15名 2名 2名 14名	訪問介護の提供

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。また、営業日以外については可能な限り相談に応じる体制とする。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、営業時間以外については可能な限り相談に応じる体制とする。

4. サービスの内容

(1) 身体介護

食事介助	食事姿勢の確保、配膳、エプロンの着用、おしぼりの用意等の準備、食事の進行に従ってのおかずをきざむ等の介助、本人のペースを重視した摂取介助、終了後の利用者の清潔の確保、利用者の身体状況の確保
入浴介助	浴槽の清掃・湯張り・使用後の清掃、衣服の着脱、浴室までの移動 身体状態の確認・髪の乾燥等・入浴後の必要な介護

排泄介助	衣服の着脱、トイレへの移動、排尿・排便の介助、陰部の清潔
清拭	湯の用意、衣服の着脱、清拭、身体状況の確認等・清拭後の必要な介護、タオル等の後始末
整容	整髪、髭剃り、爪切り他
口腔ケア	歯磨き、うがい介助
体位変換	褥そう予防のための付せる臥位姿勢交換

(2) 生活援助 (日常生活上の支援を行います。)

買物	買い物内容の確認・金銭の預かり、買い物、品物・釣り銭の確認等 (預貯金の引き出しや預け入れは行いません。)
調理	調理と後片づけ (ご家族分の調理は行いません。)
掃除	居室内清掃、トイレ清掃、ゴミ出し等 (ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
洗濯	洗濯機による洗濯、取り入れと収納 (ご家族分の洗濯は行いません。)

※ 上記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法にて行います。

5. サービスの利用料金等

(1) 利用料金

介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次の通りとなります。介護保険の給付サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証に記載された負担割合となります。

ただし、介護保険給付の支給限度額を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

(単価：円)

支給区分	訪問型サービス (1週に1回程度)	訪問型サービス (1週に2回程度)	訪問型サービス (1週に2回超える程度)
基本料金	11,760	23,490	37,270

1	標準的な内容の場合	1回につき	2,870
2	生活援助中心(20分以上45分未満)の場合	1回につき	1,790
3	生活援助中心(45分以上)の場合	1回につき	2,200
4	短時間の身体介護中心の場合	1回につき	1,630

<その他の加算>

※ 訪問型独自サービス初回加算：200単位/月となります。

※ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ(18.2%)があります。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う場合は実費相当が必要となります。なお、自動車を利用した場合は、通常の事業実施地域を超えた地点から1キロメートル当たり50円を徴収いたします。

(3) 利用料金等のお支払い方法

利用料金等は、次のいずれかの方法によりお支払いください。

①自動口座引き落とし

サービス提供の翌月26日にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。

②集金

サービス提供の翌月末までに集金させていただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの開始

担当の訪問介護員がお伺いします。

サービス提供の依頼を受けた後、契約を結び、介護予防訪問介護計画を作成して、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

「利用契約書」第8条（契約の終了）のとおりとします。

7. 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生または、その再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための定期的な研修を実施します。
- ④ 虐待防止に関する責任者（管理者）を設置します。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町に通報します。

8. 事業継続計画について

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期業務再開を図るために次に掲げる必要な措置を講じます。

- ① 業務継続計画（BCP）を策定し、従業者に対し、周知します。
- ② 従業者に対し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

9. 衛生管理等について

感染症の予防およびまん延防止に努め、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行う事ができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ります。
- ② 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- ④ 感染症対策に関する責任者（管理者）を設置します。

10. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係行政、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

11. サービスに関するご相談や苦情の窓口

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払や手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

三豊市社会福祉協議会訪問介護事業所

電 話 番 号	(0875) 72 - 0122
F A X 番 号	(0875) 56 - 2552
担 当 者	秋山 祐子

(2) 行政機関その他苦情受付期間

三豊市介護保険相談窓口

電 話 番 号	(0875) 73 - 3017
---------	------------------

香川県国民健康保険団体連合会

電 話 番 号	(087) 822 - 7453
---------	------------------